

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料減免処理取扱指針

1 趣旨

この指針は、加古川市介護保険規則（平成 12 年規則第 4 号。以下「規則」という。）附則第 3 条に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免（以下「新型コロナウイルス感染症減免」という。）の実施に関し、加古川市介護保険料減免処理取扱要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

規則附則第 3 条第 1 項の表第 1 号の項に規定する「第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」とは、減免を受けようとする保険料の賦課期日（同日後に被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該取得をした日）時点において、保険料減免を受ける第 1 号被保険者と同一世帯に属する者のうち、原則として次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 加古川市介護保険条例（平成 12 年条例第 2 号）第 4 条第 1 項第 6 号アに定める合計所得金額が最も多い者。ただし、全ての世帯員の合計所得金額が 0 円以下の場合、収入が最も多い者。

(2) 世帯主

3 証明書類

新型コロナウイルス感染症減免を受けようとする理由を証明する書類は、次の表の左欄に掲げる減免理由の区分ごとに、右欄に掲げる書類とする。

減免理由	証明書類
新型コロナウイルス感染症による生計維持者の死亡又は重篤な傷病	死亡診断書（死体検案書）、医師の診断書等
新型コロナウイルス感染症の影響による生計維持者の事業収入等の減少	事業収入等の減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響と分かるもの（雇用保険受給資格者証、退職証明書、解雇通知書、廃業届、休業届等）、減免を受けようとする保険料の賦課期日の属する年の 1 月から 12 月（同月前に申請する場合にあっては、当該申請をする月）までの収入が分かるもの（給与明細書、収入を確認できる帳簿等）、保険金、損害賠償等の補填金の金額が分かるもの（帳簿、契約書等）

4 収入状況に関する審査の方法

収入状況に関する審査の方法は、次のとおりとする。

(1) 収入額が確定している月

申告された収入額が、給与明細書や収入を確認できる帳簿等に記載された金額と一致するか確認する。

(2) 収入額が確定していない月

直近の収入額が確定している月の収入額を収入額が確定していない各月の収入額として見込む等、合理的と認められる計算方法により収入額が見込まれているか確認する。減免要件を満たすために恣意的に収入額を見込むことは認めない。

5 決定等にかかる通知

決定等にかかる通知書は、要領に定める様式に準じて別に定める。

附 則

この指針は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この指針は、令和3年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、令和4年5月31日から施行する。